

随意契約理由書

業務名	総合庁舎レイアウト変更設計委託
履行場所	旭川市7条通9丁目
業務概要	総合庁舎内部の一部レイアウト変更に伴う実施設計
契約年月日	令和4年5月10日
契約の相手方の商号・住所	久米・柴滝・中原 共同企業体 代表者 (株)久米設計札幌支社 支社長 塩沢 秀樹
契約金額	9,570,000円
契約の相手方の選定理由	<p>本業務は、新庁舎の平面計画の一部変更に伴い、施工中である総合庁舎建替新築工事の進捗や施工状況等に合わせた設計図書を作成する業務である。</p> <p>現在、当該工事は平面計画の変更部分の工事を中断しており、契約工期内に当該工事を完了させるためには、本業務を11月中旬までに完了させ、その成果品を基に当該工事の設計変更手続を行う必要がある。</p> <p>そのため本業務は、現設計の内容や工事の施工状況等を把握しており、現設計図書や各種計算書データの活用により、迅速に業務の遂行できる知識や技術を有している者が行うことで、所要の期限内に業務を完了させ、設計変更手続に移行しなければならない。</p> <p>以上のことから、本業務に関し11月中旬までに業務が履行できる知識や技術を有している特定の者は、当該工事に係る設計業務を履行し、その成果品を基に工事監理を行っている久米・柴滝・中原共同企業体に限られるため。</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号